伊達市訓令第16号

本　庁　機　関
出　先　機　関

上下水道料金・会計システム（水道標準ＰＦ）構築業務委託業者をプロポーザル方式で選定する際の事務取扱要領を次のとおり定める。

令和８年11月12日

伊達市長　須田　博行

上下水道料金・会計システム（水道標準ＰＦ）構築業務委託業者をプロポーザル方式で選定する際の事務取扱要領

（　以下別紙　）

上下水道料金・会計システム（水道標準ＰＦ）構築業務委託業者をプロポーザル方式で選定する際の事務取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、上下水道料金・会計システム（水道標準ＰＦ）構築業務委託業者をプロポーザル方式で選定する際の事務取扱について、伊達市プロポーザル方式の実施手続に関する要綱（平成18年伊達市告示第325号。以下「実施要綱」という。）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（選定の方法）

第２条　業者の選定は、実施要綱第２条第２号の規定による公募型プロポーザル方式で行うものとする。

（審査委員会）

第３条　実施要綱第４条第３項の規定による審査委員会の委員は、次に掲げる者とする。

（１）副市長

（２）総務部長

（３）未来政策部長

（４）財務部長

（５）建設部長

（６）デジタル変革課長

２　審査委員会の委員長は、副市長をもって充てる。

（提案書の提出の依頼）

第４条　提案書の提出の依頼は、実施要綱第５条第１項第２号に規定する公募型により行うものとする。

（庶務）

第５条　審査委員会の庶務は、建設部上下水道課において処理する。

（その他）

第６条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。